

八 第42条の9《自由貿易地域等において工業用機械等を取得した場合の法人税額の特別控除》関係

改 正 後	改 正 前
<p>(税額控除の対象となる資産)</p> <p>42の9 - 3</p> <p>..... <u>42の9 - 12</u></p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>42の9 - 10</p> <p>..... <u>42の9 - 11</u></p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p style="text-align: right;">(廃 止)</p>	<p>(税額控除の対象となる資産)</p> <p>42の9 - 3</p> <p>..... <u>42の9 - 13</u></p> <p>(指定事業の範囲)</p> <p>42の9 - 10</p> <p>..... <u>42の9 - 13</u></p> <p>(注) 1</p> <p>2</p> <p>(被合併法人から受け入れた工業用機械等に係る税額控除)</p> <p><u>42の9 - 13 被合併法人がその取得等をして指定事業の用に供した工業用機械等につき減価償却費を計上せず、かつ、措置法第42条の9第1項の規定の適用を受けない場合において、合併法人が当該被合併法人から受け入れた当該工業用機械等について同項の規定の適用を受けたときは、基本通達4 - 2 - 17の(1)及び(2)に掲げる要件を備えているときに限り、その適用を認めるものとする。</u></p> <p>(注) <u>合併に際し、被合併法人が有する措置法第42条の9第3項に規定する繰越税額控除限度超過額を合併法人に引き継ぐことは認められないのであるから留意する。</u></p>
<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p><u>42の9 - 13</u></p>	<p>(申告に係るその控除を受けるべき金額)</p> <p><u>42の9 - 14</u></p>